(四) 有線電気通信設備を用いて行われるテレビジョン放送の受信に障害を与えるおそれのある世帯数等の規模、当該障害の防止又は解消に要する費用の見通し、当該費用の負担に関する事項及びそれらの根拠並びに当該障害を防止し、又は解消するための方法その他の有線電気通信設備を用いて行われるテレビジョン放送の受信に与える障害の防止又は解消に関する取組の実績又は今後の計画

(五) 受信電波を増幅する機器その他テレビジョン放送を行う地上基幹放送（放送法第二条第十五号に規定する地上基幹放送をいう。以下この号において同じ。）の受信設備に作用することにより発生する地上基幹放送の受信障害（以下「ブースター障害等」という。）を与えるおそれのある世帯数等の規模、当該ブースター障害等の防止又は解消に要する費用の見通し、当該費用の負担に関する事項及びそれらの根拠並びに当該ブースター障害等を防止し、又は解消するための方法その他のブースター障害等の防止又は解消に関する取組の実績又は今後の計画

(六) 当該特定基地局の円滑な整備のための工事業者その他の業者との協力体制の確保に関する実績又は今後の計画

2　財務的基礎に関する事項

(一) 業務開始の日から五年後の日を含む年度までの毎年度における収益の見通し及びその根拠

(二) 業務開始の日から五年後の日を含む年度までの毎年度における費用の見通し及びその根拠

(三) 開設計画に基づく事業に必要な資金の確保（出資、借入れ、リース等）に関する計画

(四) 申請者及び申請者に対する主な出資者の財務諸表（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第一条第一項に規定する財務諸表をいう。）その他の(三)の計画に従って必要な資金を確保することができることを証する書類

3　電気通信設備の設置及び運用を円滑に行うための技術的能力に関する事項

(一) 申請者が設置しようとする無線設備に関する技術的な検討、実験、標準化の活動等の実績

(二) 電気通信設備の設置、運用及び保守管理のために必要な技術要員の確保に関する実績又は今後の計画

4　法令遵守その他の業務執行体制の整備に関する事項

(一) 法令遵守のための体制の整備に関する実績又は今後の計画（法令遵守に係る社内規程等がある場合は、別紙により添付すること。）

(二) 個人情報保護のための体制の整備に関する実績又は今後の計画（個人情報保護に係る社内規程等がある場合は、別紙により添付すること。）

五　混信等の防止に関する事項

六　無線設備へのフィルタの追加、サイトエンジニアリングの実施等による干渉の改善の計画

七　電波の能率的な利用の確保に関する事項

第二項第二号に規定する区域における当該特定基地局の全てにおいて、同一の送信の方式により同一の放送番組を同一周波数の電波で送信するための計画その他の電波の能率的な利用を確保するための計画

八　その他

一から六までに定めるもののほか、本開設指針に定められた事項に関する申請者のこれまでの取組の実績又は今後の計画

別表第二　開設計画の認定の要件

一　開設計画の適切性及び計画実施の確実性

1　本開設指針の対象とする特定基地局の整備計画に関する事項

(一) 第三項第一号から第三号までの要件を満たし、広範な地域において本開設指針の対象とする特定基地局により行われる放送の受信を可能とするための合理的かつ具体的な当該特定基地局の整備計画を有していること。

(二) 第三項第四号の要件を満たす旨の当該特定基地局の整備計画を有していること。

2　受信設備の普及に関する事項

当該特定基地局により行われる放送を受信することのできる受信設備を第二項第二号に規定する区域において住民に普及させるための合理的かつ具体的な計画を有していること。

3　放送局設備供給役務の提供に関する事項

放送局設備供給役務の料金その他の提供条件の設定が法令に照らし適正なものになると見込まれることその他認定基幹放送事業者が行う基幹放送の業務の円滑な運営のための取組に関する合理的かつ具体的な計画を有していること。

4　開設計画の実施に関する能力及び体制に関する事項

(一) 開設計画に従って円滑に当該特定基地局を整備するための能力を有していること。

(二) 当該特定基地局の運用による放送局設備供給役務の提供を確実に開始し、かつ、継続的に運営するために必要な財務的基礎を有していること。

(三) 電気通信設備の設置及び運用を円滑に行うための技術的能力を有していること。

(四) 電気通信設備の保守及び管理体制並びに障害時の対応体制を整備すること。

(五) 関係法令の規定に基づき無線従事者を適切に配置すること。

(六) 電波法、放送法その他の関係法令を遵守して適切な方法により業務を行う体制を整備すること。

二　混信等の防止

1　既設の無線局（予備免許を受けているものを含む。）若しくは電波法第五十六条第一項に規定する指定を受けている受信設備（以下「既設の無線局等」という。）の運用又は電波の監視を阻害する混信その他の妨害を防止するための技術の導入について合理的かつ具体的な計画を有していること。

2　既設の無線局等の運用又は電波の監視を阻害する混信その他の妨害を防止するための対策を適切に講ずるための合理的かつ具体的な計画を有していること。

三　電波の能率的な利用の確保

第四項に掲げる要件を満たすことその他電波の能率的な利用を確保するための合理的かつ具体的な計画を有していること。

四　その他

一から三までのほか、当該特定基地局を開設して放送局設備供給役務の提供を行うことが放送の普及及び健全な発達に寄与すること。

別表第三　開設計画の認定の比較審査基準

一　開設計画の適切性及び計画実施の確実性

1　本開設指針の対象とする特定基地局の整備計画に関する事項

より広範な地域においてより早期に本開設指針の対象とする特定基地局により行われる放送の受信を可能とするための当該特定基地局の整備計画を有していること。

2　受信設備の普及に関する事項

当該特定基地局により行われる放送を受信することのできる受信設備を第二項第二号に規定する区域において住民に普及させるための計画の内容がより充実していること。

3　放送局設備供給役務の提供に関する事項

認定基幹放送事業者が行う基幹放送の業務の円滑な運営のための取組に関する計画の内容がより充実していること。

4　開設計画の実施に関する能力及び体制に関する事項

(一) 開設計画に従って円滑に当該特定基地局を整備するための能力がより充実していること。

(二) 当該特定基地局の運用による放送局設備供給役務の提供を確実に開始し、かつ、継続的に運営するために必要な財務的基礎がより充実していること。

(三) 電気通信設備の設置及び運用を円滑に行うための技術的能力がより充実していること。

(四) 電気通信設備の保守及び管理体制並びに障害時の対応体制がより充実していること。

(五) 電波法、放送法その他の関係法令を遵守して適切な方法により業務を行う体制がより充実していること。